

平成30年度 1号認定子どもに係る利用者負担額表

各月初日の認定子どもが属する世帯の階層区分		多子 軽減	世帯区分	利用者負担額
階層区分	定義			
第1階層	生活保護世帯	多子 カウント 年齢制限なし		0 円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (均等割課税世帯も含む)		一般世帯	3,000 円
				0 円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円以下		ひとり親世帯等	0 円
				0 円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円以下		一般世帯	9,000 円
				4,500 円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下		ひとり親世帯等	3,000 円
				0 円
第5階層	市町村民税 所得割額課税額 169,000円以下		一般世帯	10,000 円
			5,000 円	
第6階層	市町村民税 所得割額課税額 211,200円以下	ひとり親世帯等	3,000 円	
			0 円	
第7階層	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	一般世帯	16,000 円	
			8,000 円	
第7階層	市町村民税 所得割額課税額 211,200円以下	ひとり親世帯等	18,000 円	
			9,000 円	
第7階層	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	一般世帯	20,000 円	
			10,000 円	

※1 上段は第1子カウントの金額で、下段は第2子カウントの金額である。(第3子以降については0円)

※2 税額の計算にあつては、寄付金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除の適用は受けられません。